

○財務省告示第二百七十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年八月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年九月四日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百七十四回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条、第九年法律並びに財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条、第十二年法律並びに財政法（昭和二十六年法律第九号）第九十四条、第一項並びに特別会計に関する法律第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十四条第一項、第三百三十七条第一項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

五

募方

入決定の

入札競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者による発行」という。）を競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募額の順位を順次割り当てる。当てる。各応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入札競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

価格競争

額面金額で二兆三千百九十五億五千円

う、特別会計に関する法律第四十六條第一項の規定に基づき

発行した金額で二兆千九百六十六億、特別会計に関する法律第八十

政融資資金法第九條第一項並びに特別会計に関する法律第八十

三条第一項、第九十四條第二項、同条第四項、第九十五條第一項、

第三百三十六條第一項及び第三百三十七條第一項の規定に基づき

行した政府短期証券について

は、額面金額で千九百九十九億

五千万円



十 十 十 十  
六 五 四 三

払 者 入 場 元 償  
込 者 札 所 金 還  
期 参 加 支 金  
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当 た  
成 務 本 面 還 だ  
二 大 銀 金 金 る し  
十 臣 行 額 支 払 償 償  
六 か 百 円 払 は 還 還  
年 から 円 に つ き 期 が  
八 通 づ き 百 円 の 翌 銀  
月 知 を 百 円 の 翌 行  
二 受 け 百 円 の 翌 休  
十 け た 者 百 円 の 翌 業  
日 者 百 円 の 翌 業 日  
に